



第96回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園
地下2階ピアリッジホール

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。このため、当社は、本年の株主総会において、様々な感染防止対策を実施いたします。

株主のみなさまにおかれましても、ご自身及び周囲への感染リスクを極力低減させるため、可能な限り当日のご出席を見合わせ、事前の書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討いただきますようお願いいたします。

ご出席の場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にもご配慮ください。

当日は、座席間の間隔を拡げることから、席数が例年より減少いたします。入場制限等を実施する場合がありますので、予めご了承ください。

また、円滑な議事進行により開催時間の短縮化に取り組みますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

北海道電力株式会社

（証券コード 9509）

目次

■ 第96回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
〈株主提案〉	
第4号議案 定款一部変更の件 (1)	
第5号議案 定款一部変更の件 (2)	
第6号議案 定款一部変更の件 (3)	
第7号議案 定款一部変更の件 (4)	
第8号議案 定款一部変更の件 (5)	
第9号議案 定款一部変更の件 (6)	
第10号議案 定款一部変更の件 (7)	
第11号議案 定款一部変更の件 (8)	
第12号議案 定款一部変更の件 (9)	
添付書類	
■ 事業報告	33
■ 連結計算書類・計算書類	51
■ 監査報告書	55

2020年6月8日

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
取締役社長 藤 井 裕

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第96回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださ
いまして、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月24日（水曜日）
午後5時までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

（ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。 ）

2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

3. 会議の目的事項

報告事項 2019年度（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

<株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

- 第4号議案 定款一部変更の件（1）
- 第5号議案 定款一部変更の件（2）
- 第6号議案 定款一部変更の件（3）
- 第7号議案 定款一部変更の件（4）
- 第8号議案 定款一部変更の件（5）
- 第9号議案 定款一部変更の件（6）
- 第10号議案 定款一部変更の件（7）
- 第11号議案 定款一部変更の件（8）
- 第12号議案 定款一部変更の件（9）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~

◎次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)) に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査役及び会計監査人の監査対象となっております。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

6頁から32頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

**※新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。当社は、本年の株主総会において、様々な感染防止対策を実施いたします。株主のみなさまにおかれましても、感染リスクを極力低減させるため、可能な限り当日のご出席を見合わせ、事前の書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討いただきますようお願いいたします。**

### 株主総会にご出席される場合

#### 1 ご出席



株主総会  
開催日時

**2020年6月25日（木曜日）午前10時開催**  
(受付開始予定時刻 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席されない場合

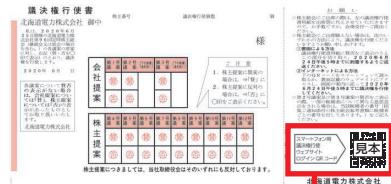
#### 2 郵送



行使期限

**2020年6月24日（水曜日）  
午後5時到着分まで**

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)



#### 3 インターネット



行使期限

**2020年6月24日（水曜日）  
午後5時まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
にアクセスしていただき、画面の案内に従って、  
各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」・「パスワード」は裏面に記載されています。

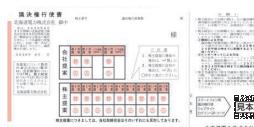


## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」ボタンを押してください



- ② 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」ボタンを押してください



- ③ 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力してください。

「パスワード」を入力

「登録」ボタンを押してください



- ④ 以降は画面の案内に従って議決権を行使してください。

- 【ご注意】\*初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。  
 \*パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。  
 なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。  
 \*インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。  
 \*「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【ご利用環境】インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (土日休日を除く)

機関投資家のみなさまへ 当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますが、当年度の業績や財務状況及び今後の経営環境などを総合的に勘案いたしまして、期末配当金につきましても、中間配当金と同じく1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

また、B種優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|               |                |
|---------------|----------------|
| 当社普通株式1株につき   | 金5円            |
| 総額            | 1,027,512,040円 |
| 当社B種優先株式1株につき | 金1,500,000円    |
| 総額            | 705,000,000円   |
| 合計総額          | 1,732,512,040円 |

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

## 第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は以下のとおりであります。

なお、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者<br>番号 | 氏名                     | 再任 | 取締役会<br>出席回数    | 性別 | 候補者<br>番号 | 氏名                    | 再任       | 取締役会<br>出席回数    | 性別 |
|-----------|------------------------|----|-----------------|----|-----------|-----------------------|----------|-----------------|----|
| 1         | ま ゆみ あき ひこ<br>真 弓 明 彦  | 再任 | 14/14<br>(100%) | 男性 | 8         | うえ の まさ ひろ<br>上 野 昌 裕 | 再任       | 10/10<br>(100%) | 男性 |
|           | 取締役会長                  |    |                 |    |           | 取締役 常務執行役員            |          |                 |    |
| 2         | ふじ い ゆたか<br>藤 井 裕      | 再任 | 14/14<br>(100%) | 男性 | 9         | はら だ のり あき<br>原 田 憲 朗 | 新任       | —               | 男性 |
|           | 取締役社長 社長執行役員           |    |                 |    |           | 常務執行役員                |          |                 |    |
| 3         | さか い いち ろう<br>阪 井 一 郎  | 再任 | 14/14<br>(100%) | 男性 | 10        | こ ばやし つよ し<br>小 林 剛 史 | 新任       | —               | 男性 |
|           | 取締役副社長 副社長執行役員         |    |                 |    |           | 常務執行役員                |          |                 |    |
| 4         | うじ いえ かず ひこ<br>氏 家 和 彦 | 再任 | 14/14<br>(100%) | 男性 | 11        | いち かわ しげ き<br>市 川 茂 樹 | 再任       | 14/14<br>(100%) | 男性 |
|           | 取締役副社長 副社長執行役員         |    |                 |    |           | 取締役                   | 社外<br>独立 |                 |    |
| 5         | せ お ひで お<br>瀬 尾 英 生    | 再任 | 13/14<br>(92%)  | 男性 |           | ※社外取締役としての在任年数 4年     |          |                 |    |
|           | 取締役 常務執行役員             |    |                 |    |           |                       |          |                 |    |
| 6         | ふな ね しゅん いち<br>舟 根 俊 一 | 再任 | 13/14<br>(92%)  | 男性 | 12        | う かい みつ こ<br>鵜 飼 光 子  | 再任       | 14/14<br>(100%) | 女性 |
|           | 取締役 常務執行役員             |    |                 |    |           | 取締役                   | 社外<br>独立 |                 |    |
| 7         | まつ ばら ひろ き<br>松 原 宏 樹  | 再任 | 10/10<br>(100%) | 男性 |           | ※社外取締役としての在任年数 2年     |          |                 |    |
|           | 取締役 常務執行役員             |    |                 |    |           |                       |          |                 |    |

(注) 1. 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役であります。

2. 松原宏樹氏、上野昌裕氏の取締役会出席回数は、2019年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。



所有する当社  
普通株式の数  
35,508株  
取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1979年4月 当社入社
- 2012年6月 当社常務取締役 流通本部長
- 2014年1月 当社取締役副社長 流通本部長
- 2014年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2014年9月 当社取締役社長 社長執行役員 流通本部長
- 2015年6月 当社取締役社長 社長執行役員
- 2019年6月 当社取締役会長（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

北海道経済連合会会長（2019年6月就任）

### 取締役候補者とした理由

真弓明彦氏は、2014年より社長として当社の経営にあたり、2019年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

2

ふじ  
藤 井

ゆたか  
裕

(1956年4月19日生)

再任



### 略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長
- 2016年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
- 2018年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
- 2019年6月 当社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

藤井 裕氏は、2019年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社  
普通株式の数  
15,000株

取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)



所有する当社  
普通株式の数  
11,050株  
取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2011年6月 当社発電本部副本部長兼原子力部長
- 2011年7月 当社理事 発電本部副本部長兼原子力部長
- 2012年7月 当社理事 原子力部長
- 2013年6月 当社常務取締役 発電本部副本部長、泊原子力事務所長
- 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長、泊原子力事務所長
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部長、企画本部副本部長
- 2017年2月 当社取締役 常務執行役員 発電本部長
- 2017年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 発電本部長
- 2018年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 原子力事業統括部長、火力部・石狩湾新港火力発電所建設所担当（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

阪井一郎氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2013年に常務取締役に選任され、2017年には副社長に就任し、発電本部長を務めたほか、原子力事業統括部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
14,300株  
取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社  
2010年7月 当社小樽支店長  
2012年6月 当社企画部長  
2013年7月 当社理事 企画部長  
2014年7月 当社執行役員 企画部長  
2015年7月 当社上席執行役員 企画部長  
2016年6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部副本部長  
2017年6月 当社取締役 常務執行役員 企画本部長  
2018年4月 当社取締役 常務執行役員  
2019年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員  
2020年4月 当社取締役副社長 副社長執行役員 内部監査室・環境室・人事労務部・総務部・経理部・資材部担当（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

氏家和彦氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に取締役に選任され、企画本部長を務め、2019年には副社長に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

5

せ  
瀬  
お  
尾  
ひで  
英  
お  
生

(1958年4月14日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
20,700株  
取締役会出席回数  
13 / 14  
(92%)

### 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2007年6月 当社事業推進部部长
- 2009年2月 北海道経済連合会出向
- 2015年1月 当社旭川支店長
- 2016年6月 当社監査役
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 地域産業経済担当
- 2020年4月 当社取締役 常務執行役員 原子力監査室・秘書室担当,  
地域産業経済担当, コンプライアンス担当 (現在にいたる)

### 取締役候補者とした理由

瀬尾英生氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に監査役を務めた後、2017年には取締役に選任されています。地域産業経済担当を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類  
計算書類

監査報告書

候補者番号

6

ふな ね しゅん いち  
舟 根 俊 一

(1959年3月7日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
5,400株  
取締役会出席回数  
13/14  
(92%)

### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2013年2月 当社原子力部部长
- 2014年6月 当社泊発電所長
- 2014年7月 当社執行役員 泊発電所長
- 2016年7月 当社上席執行役員 泊発電所長
- 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

舟根俊一氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。2018年に取締役に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
8,000株  
取締役会出席回数  
10/10  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2011年6月 当社営業部部長
- 2014年4月 当社帯広支店長
- 2015年7月 当社執行役員 帯広支店長
- 2016年6月 当社執行役員 広報部長
- 2016年7月 当社上席執行役員 広報部長
- 2018年4月 当社上席執行役員 道央支社長
- 2018年7月 当社執行役員 道央支社長
- 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 販売推進部・首都圏販売部・  
広報部担当（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

松原宏樹氏は、主に販売部門での業務経験を有しています。2019年に取締役に選任され、販売推進部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 松原宏樹氏の取締役会出席回数は、2019年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号

8

うえ の まさ ひろ  
上 野 昌 裕

(1960年12月13日生)

再任



所有する当社  
普通株式の数  
7,100株  
取締役会出席回数  
10/10  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 当社入社
- 2011年7月 当社函館統括電力センター所長
- 2014年6月 当社工務部長
- 2015年7月 当社執行役員 工務部長
- 2016年6月 当社執行役員 企画部長
- 2017年7月 当社上席執行役員 企画部長
- 2018年4月 当社上席執行役員 経営企画室長
- 2018年7月 当社執行役員 経営企画室長
- 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画室・総合エネルギー事業部・総合研究所担当（現在にいたる）

### 取締役候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役に選任され、経営企画室等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 上野昌裕氏の取締役会出席回数は、2019年6月26日の取締役に就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。



所有する当社  
普通株式の数  
4,200株  
取締役会出席回数  
—

### 略歴、地位及び担当

- 1985年4月 当社入社
- 2014年6月 当社配電部長
- 2016年7月 当社執行役員 配電部長
- 2017年6月 当社執行役員 人事労務部長
- 2018年6月 当社執行役員 人事労務部長  
株式会社ほくでんアソシエ取締役社長（兼務出向、現在  
にいたる）
- 2018年7月 当社常務執行役員 人事労務部長（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

株式会社ほくでんアソシエ取締役社長（2018年6月就任）

### 取締役候補者とした理由

原田憲朗氏は、主に配電部門での業務経験を有しています。配電部長、人事労務部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

候補者番号

10

こ ばやし つよ し  
小 林 剛 史

(1961年9月19日生)

新任



所有する当社  
普通株式の数  
4,300株  
取締役会出席回数  
—

### 略歴、地位及び担当

1984年4月 当社入社  
2015年6月 当社企画部部长  
2017年6月 当社経理部部长  
2017年7月 当社執行役員 経理部部长  
2019年7月 当社常務執行役員 経理部部长 (現在にいたる)

### 取締役候補者とした理由

小林剛史氏は、主に企画部門、経理部門での業務経験を有しています。企画部部长、経理部部长を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。



所有する当社  
普通株式の数  
11,000株  
取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

### 略歴、地位及び担当

1974年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

2012年6月 当社監査役

2016年6月 当社取締役（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外取締役候補者とした理由

市川茂樹氏は、2012年より社外監査役を務めた後、2016年より社外取締役を務めています。弁護士としての豊富な経験を踏まえ、独立かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 市川茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
2. 市川茂樹氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、市川茂樹氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。



### 略歴、地位及び担当

- 1983年4月 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助手（1985年3月退任）
- 1985年4月 群馬女子短期大学助教授（1991年3月退任）
- 1991年4月 武蔵丘短期大学助教授（2001年3月退任）
- 2001年4月 北海道教育大学大学院教育学研究科教授
- 2018年4月 同 名誉教授（現在にいたる）
- 2018年6月 当社取締役（現在にいたる）

所有する当社  
普通株式の数  
3,100株  
取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

### 社外取締役候補者とした理由

鵜飼光子氏は、2018年より社外取締役に務めています。学識経験者としての豊富な経験を踏まえ、独立かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役にの要件及び金融商品取引所が定める独立役員にの要件を満たしています。

- (注) 1. 鵜飼光子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
2. 鵜飼光子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、鵜飼光子氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役古郡宏章、秋田耕児、成田教子の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者を決定するにあたり、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

1

あき た こう じ  
秋 田 耕 児

(1958年6月4日生)

再任



#### 略歴及び地位

- 1981年4月 当社入社
- 2006年3月 当社企画部電力市場取引室長
- 2007年10月 当社営業部次長
- 2009年4月 当社工務部中央給電指令所長
- 2012年4月 当社工務部系統運用グループリーダー
- 2013年9月 当社工務部部长
- 2015年6月 当社総合研究所長
- 2015年7月 当社執行役員 総合研究所長
- 2017年6月 当社監査役
- 2018年6月 当社常任監査役（現在にいたる）

所有する当社  
普通株式の数  
9,400株

取締役会出席回数  
14/14  
(100%)

監査役会出席回数  
10/10  
(100%)

#### 監査役候補者とした理由

秋田耕児氏は、2015年に執行役員に就任し、総合研究所長を務めました。2017年に監査役に選任され、2018年には常任監査役に就任し、取締役の職務執行を監査しています。電気事業全般に精通しており、豊富な業務経験のほか、監査役（常勤）としての実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

(注) 当社は、秋田耕児氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。



所有する当社  
普通株式の数  
4,900株

取締役会出席回数

—

監査役会出席回数

—

### 略歴及び地位

- 1984年4月 当社入社
- 2006年3月 当社企画部経営企画グループリーダー
- 2009年4月 当社釧路支店営業部長
- 2011年12月 当社総務部企業行動室長
- 2016年6月 当社北見支店長
- 2017年7月 当社執行役員 北見支店長
- 2018年4月 当社執行役員 送配電カンパニー札幌支店長  
(2020年3月退任)
- 2020年4月 北海道電力ネットワーク株式会社執行役員 札幌支店長  
(現在にいたる) (2020年6月退任予定)

### 監査役候補者とした理由

大野 浩氏は、主に企画部門、法務部門での業務経験を有しています。総務部企業行動室長、北見支店長を務めたほか、送配電カンパニー札幌支店長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、監査役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、監査役への選任をお願いするものです。

(注) 当社は、本議案において大野 浩氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。



### 略歴及び地位

1979年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）

2014年12月 北海道労働委員会会長（2016年11月退任）

2016年6月 当社監査役（現在にいたる）

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外監査役候補者とした理由

成田教子氏は、2016年より社外監査役を務めています。弁護士として豊富な経験と幅広い識見、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、2016年6月就任以降、取締役会や監査役会において、独立かつ客観的な立場から、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明いただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外監査役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

所有する当社  
普通株式の数  
0株

取締役会出席回数  
14 / 14  
(100%)

監査役会出席回数  
10 / 10  
(100%)

- (注) 1. 成田教子氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
2. 成田教子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、成田教子氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

(ご参考)

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなります。

| 氏名                                       |                | 取締役会<br>出席回数    | 監査役会<br>出席回数    | 社外監査役としての<br>在任年数 | 性別 |
|------------------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------------|----|
| あき 秋<br>た 田<br>こう 耕<br>じ 児<br>常任監査役 (常勤) | 再任             | 14/14<br>(100%) | 10/10<br>(100%) | —                 | 男性 |
| おお の<br>大 野<br>監査役 (常勤)                  | 新任             | —               | —               | —                 | 男性 |
| は せ がわ<br>長 谷 川<br>監査役                   | 現任<br>社外<br>独立 | 14/14<br>(100%) | 10/10<br>(100%) | 7年                | 男性 |
| なり た のり こ<br>成 田 教 子<br>監査役              | 再任<br>社外<br>独立 | 14/14<br>(100%) | 10/10<br>(100%) | 4年                | 女性 |
| ふじ い ふみ よ<br>藤 井 文 世<br>監査役              | 現任<br>社外<br>独立 | 13/14<br>(92%)  | 9/10<br>(90%)   | 3年                | 男性 |

## <株主提案（第4号議案から第12号議案まで）>

第4号議案から第12号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（49名）の議決権の数は、834個であります。

〔提案を受けた各議案の内容及び提案の理由は、原文のまま記載しています。〕

### 第4号議案 定款一部変更の件（1）

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力発電事業からの撤退

第45条 原子力発電事業から撤退する。

#### ▼提案の理由

本会社では、2012年以来8年間泊原子力発電所を動かしていない。原発敷地内の活断層問題、沖合の活断層問題などで、原子力規制庁の定める新規制基準に合格できないからである。新規制基準を満たすために既に2,500億円を超える安全対策費を投じて工事を実施してきた。

しかし、新規制基準は、テロ行為による航空機の衝突事故にも耐える対テロ対策施設「特定重大事故等対処施設(特重施設)」や防潮堤の作り直しを求めている。そのため、さらに巨額に登る追加費用が必要とされ、泊原発は採算がとれなくなる

翻って、原発が動いていないにもかかわらず、全社を挙げての営業努力により、電力不足を起こすこともなく、黒字経営を達成できていることは原発の必要性がないことを実証している。

以上のことから、本会社が経営の負担になっている原子力発電を止めて、LNG火力及び再生可能エネルギーによる発電を行うことを提案する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要であり、国が策定したエネルギー基本計画においては、原子力発電を将来にわたる重要なベースロード電源と位置付けています。

当社においても、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、重要な基幹電源として不可欠です。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないと強い決意のもと、新規制基準の適合性審査において残る課題について対応を進め、安全確保を大前提とした泊発電所の再稼働に向けて総力をあげて取り組んでいるところです。

今後も、「世界最高水準の安全性」を目指し、原子力のリスクを一層低減させるため、不断の努力を重ねていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 環境に配慮した原子炉解体技術の開発

第46条 環境に配慮した原子炉解体技術を開発する。

▼提案の理由

日本国内の原子炉解体の経験は、JPDR（動力試験炉）解体（1982年解体届～1996年解体終了）電気出力：1.25万kWだけです。解体開始から完了まで10年ほどかかっています。

泊原子力発電所は1，2号機がそれぞれ57.9万kW，3号機が91.2万kWであり，JPDRの40～70倍の出力になり，解体に要する時間は数十倍になると考えられます。

どんどん放射性ごみを増やし，それをあちこちにばら撒いて終わったことになどできません。

東電・福島第一原発事故後の核燃料は溶融し，原子炉解体は困難を極めています。原子炉が事故を起こす前に解体を進める必要があります。

北海道の環境に害を与えないために，本会社が，安全で環境に配慮した原子力施設の解体技術を開発することを提案いたします。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

原子炉施設の廃止措置については，商用炉についても着手されているものがあります。その廃止措置を通じて蓄積された知見は，原子力発電所を保有する電力会社間の共同研究を通じて共有されており，当社は，将来に向けた必要な取り組みを行っています。

そのうえで，原子炉施設の廃止措置は，安全確保を大前提に，地域社会の理解と支援を得ながら進める考えです。

したがって，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 使用済核燃料の安全な保管

第47条 使用済核燃料の安全な保管の方策を講じる。

▼提案の理由

泊原子力発電所では1,326体の使用済み核燃料が発生している。

1. 35体はイギリスで、30体はフランスで再処理され、高エネルギーガラス固化体として返還され、青森県六ヶ所村の日本原燃で保管。
2. 2001年から2009年にかけて、280体を六ヶ所村の再処理施設に搬出。
3. 残りの使用済み核燃料981体を、泊原子力発電所1～3号機の燃料プールで保管。  
他に未使用（364体）と、使用中中断中（399体）の核燃料を燃料プールで保管。

国内では、使用済み核燃料は六ヶ所村の日本原燃再処理工場で再処理されることになっているが、再処理は度々中断し、現在も工場は稼働していない。再処理工場の燃料プールも満杯状態が続いている。

上記の実態を踏まえ、泊原発で発生させた使用済み核燃料については、今後、長期間にわたり、本会社が責任を持って管理・保管することが必要であることを確認し、そのために必要な方策を講じることを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

泊発電所の使用済燃料については、再処理工場へ搬出するまでの間、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に定められている使用済燃料の貯蔵に関する規定に従い、適切に保管・管理しています。さらに、原子力発電所を保有する電力会社と共同で、貯蔵方式の多様化や技術の高度化に向けた研究開発を行っています。

また、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場については、早期の竣工を目指して、新規制基準の適合性審査への対応が進められています。当社としても、引き続き全力をあげて支援していきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 安全検討委員会を設置，管理体制の総見直し

第48条（周辺住民・消費者も構成員とした）安全検討委員会を設置，管理体制の総見直しを行う。

▼提案の理由

本会社の泊原子力発電所は東電福島第一原発事故以降，安全管理確認上の問題発覚が相次いでいる。2018年のブラックアウト後には泊原発3号機の非常用ディーゼル発電機の制御盤が9年間接続不良だった保安規定違反があり，再発防止策を示したばかりにもかかわらず，昨年末（2019年12月24日）には，排ガスに含まれる放射性物質（トリチウム等）算定ミスで31年間も過少報告していた。

過去には「規制庁へのデータ伝送停止」，「1，2号機の消火設備凍結による損傷」など，点検確認に怠りがなければ起こり得ない不備が報告され，道民に本会社の原子力施設を管理する能力に不信感を抱かせた。

泊原子力発電所の事故は，北海道民の生命，財産を脅かすものであり，ただの一度のミスも許されない。完璧なチェック体制確保と整備のため，早急に社外から推薦された識者，一般住民で構成する安全検討委員会を設置し，管理体制の総見直しを行う必要がある。

○取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対します。

泊発電所における不適切事象については，それぞれの事象を重く受け止め原因究明を行い，再発防止対策を策定し，実施しています。そのうえで，必要に応じて，外部の専門家の意見を踏まえながら，根本原因分析を実施して安全文化や組織風土などを含めた組織要因を深掘りし，再発防止対策をより確実なものとしています。

泊発電所の保安活動については，品質保証の管理体制のもと，発電所の安全の達成・維持・向上に向けた取り組みを進めるとともに，原子力の事業部門から独立した内部監査組織の監査結果などを踏まえて，継続的に必要な改善を図っています。また，再発防止対策に着実に取り組み，継続した業務品質の向上，泊発電所のさらなる安全性向上に努めていきます。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 再生可能エネルギーの受け入れ容量の拡大・送電網の開放

第49条 再生可能エネルギーの受け入れ容量を拡大し、送電網を開放する。

▼提案の理由

2015年6月に、電力システム改革として電気事業法が改正され、2020年4月より、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、法的分離による発送電分離することとなり、本社は送配電部門を「北海道電力ネットワーク株式会社」に分社化しました。

近年、道内において、再生可能エネルギーの開発が盛んです。しかし、送電網の制約により、再生可能エネルギーの利用が進んでいません。

経産省は送電線を再生エネルギーへの解放を促し、脱CO<sub>2</sub>をめざしています。

10年近く止まったままで、今後も動かして欲しくない、放射能をまき散らして北海道民を苦しめる泊原発のための送電容量を確保する必要はありません。

安い電力を優先的に流せば、電気料金を下げることができます。

再生可能エネルギーの受け入れ容量の拡大・送電網の開放を提案いたします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社は、これまで水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んできました。固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心に導入量が急速に拡大し、北海道における太陽光発電及び風力発電の接続申込量が接続可能量に達したことを受け、出力制御のルールのもとで再生可能エネルギーの受入れを継続し、本年3月末時点で、その導入量は約434万kWとなりました。

本年4月の分社化以降は、一般送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社において、より確実かつ効率的な需給運用を図るため、太陽光発電や風力発電の出力予測精度の向上及び電力の需給バランスを維持するための出力制御方法の確立などに取り組むことにより、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に努めていきます。

また、電力系統への接続については、同社において、電力広域的運営推進機関が定めた指針等に従い、すべての発電設備を公平に取り扱っています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 相談役、顧問の廃止

第50条 相談役、顧問を廃止する。（副会長、参与など役割の不透明な有償の役職を新規に設けない）

▼提案の理由

近年、東芝の不正会計問題（2015年に発覚）や、関西電力における金品授受問題で、長期にわたる大手企業OB、顧問や相談役の関与が発覚した。役割の曖昧な顧問、相談役等の報酬は開示されず、旧トップの不祥事の避難場所や院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されたため、すでに多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止している。

本年度の当社コーポレートガバナンス報告書では、取締役会を退任した5名が顧問に就いており、うち1名が有償となっているが、その報酬の科目や金額は開示されていない。有償顧問は報酬額に見合った成果を上げているか不透明で、むしろ経年の悪影響が懸念される。株主は長期にわたり、無配当ないし低配当で会社を支えている。

経営不振に至った責任を問われるべき人物が慣例的に顧問役に就任し、株配当よりも優先して報酬を得ること、取締役退任後も会社運営に影響を与え続けることは甘受できない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、会長・社長経験者に対し、必要に応じて相談役、顧問を委嘱しています。その役割は、社長等の求めに応じて経営全般に対する助言を行うとともに、当社事業の円滑な運営及び地域の発展に資する社外活動に従事することであり、いずれも経営の意思決定に関与する権限はありません。

現在、当社には、報酬を支給している常勤の顧問が1名、非常勤・無報酬の名誉顧問が4名いますが、報酬については、その役割に応じた適切な金額を支給しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第14章 取締役員および顧問への報酬の個別開示

第51条 役員報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

第52条 有償の顧問役（相談役等の特別な役職）に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する。

▼提案の理由

この議案は、第89回定時株主総会より4年連続で提案したが、毎回、10%を超える無視できない支持率（最高19.64%）を得ている。

毎年の会計報告書には役員報酬は役員総数に対して総額でしか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。

また、公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬や有償の顧問役など特別な役職の報酬を開示すべきである。

経営上の悪化を理由に、ここ数年、株主配当が無配または、5円程度の低い配当が続いている。役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。経営不振が続く状況下においても役員には少なからぬ金額が支給されている。

無配・低額配当を甘受し続けている一株主の立場として、経営責任のある役員及び顧問役それぞれの報酬の開示を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役及び監査役の報酬については、月額限度額を株主総会で決議いただいております。その範囲内で各人の報酬を取締役会の決議又は監査役の協議により決定しています。

また、報酬決定手続きの一層の透明性向上を図るため、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬の決定にあたって適切な関与・助言を得ています。

さらに、社内取締役、社内監査役、社外取締役及び社外監査役それぞれについて、支給される報酬等の総額及び員数を事業報告及び有価証券報告書に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより、それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになっており、取締役会としては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役及び監査役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をはじめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査等、それぞれの職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また、当社は業績等に鑑み、取締役賞与の不支給や取締役及び監査役の年間報酬額の減額の実施を継続しています。

顧問については、経営の意思決定に関与する権限はありません。その報酬については、社長等からの求めに応じた経営全般に対する助言や当社事業の円滑な運営及び地域の発展に資する社外活動への従事という役割に応じた適切な金額を支給しています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第15章 役職員への一定額以上の金品の授受の公開

第53条 役職員への一定額以上の金品の授受を公開する。

▼提案の理由

2019年9月に関西電力の金品受領問題が明るみになった。この問題の解明には社内調査では限界があるので、第三者委員会が調査を行った。

第三者委は、関電のガバナンス（企業統治）が機能不全に陥っていた。「不都合な真実と向き合わない内向きの企業体質」と批判した。

国税局からの指摘で、役員が個人所得として修正申告し追加納税した。ところが、その税負担分を関電が役員退任後に補填するとしていた。

関電から取引先に工事を発注し、関電役員は代々金品を受け取っていた。まさに、「関電の原発マネー不正還流疑惑」である。

関電と同様に原発を保有する本会社に、同様の事例は無かったのか明らかにする必要があるが、これらの疑惑を生じさせないために、本会社役員への一定額以上の金品の授受を公開することを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、関西電力株式会社の事案のような多額の金品を受領していた事実はないことを既に確認していますが、公益事業を担っているとの強い自覚のもと、さらなるコンプライアンスの徹底を図る観点から、社内規定により本年4月1日以降、すべての役員及び従業員を対象に、取引先等の関係者からの金品受領を原則禁止としています。

また、役員や従業員が金品受領に関して対応に苦慮する場合などは、「コンプライアンス相談窓口」に相談することを社内規定に定め、対応を個人任せとせず、会社として対応していくこととしています。

今後も引き続き、コンプライアンスを重視した業務運営に努めていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第16章 再エネおよびCO<sub>2</sub>排出の少ない天然ガス火力（LNG）の推進

第54条 再エネおよびCO<sub>2</sub>排出の少ない天然ガス火力（LNG）を推進する。

▼提案の理由

北海道は太陽光，風力，バイオマス，地熱など再エネの適地です。3月末の新聞報道に九州電力の子会社が石狩湾新港地区で木質バイオマス発電に取り組むとありました。地元の本会社が取り組まないのは残念である。

本会社で石狩湾新港LNGコンバインドサイクル発電所が2019年2月に稼働した。

LNG天然ガス発電のメリットは、

- 1.石炭や石油を用いた発電に比べて、温室効果ガスである二酸化炭素や公害物質である窒素酸化物や硫酸酸化物の発生を抑制することができる。CO<sub>2</sub>排出量は、石炭火力の半分と少ない。
- 2.エネルギー変換効率が62%と高い。
- 3.出力の調整が容易にできる。火力発電は出力の増減を細かく・素早くコントロールしやすい。

今後の北海道において、当面するベースロード電源はLNG発電(原子力ではなく)だと考えます。年々、原子力発電の安全対策費用は上昇し、同じ額をLNGに費やした方が遥かに合理的で生産性も高いと考えます。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、石炭、天然ガスや、水力をはじめとした再生可能エネルギーなどの様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

再生可能エネルギーについては、道内外における太陽光発電事業や、地域の林産資源を活用した新たなバイオマス発電事業に参画するとともに、他の事業者との連携協定に基づく石狩湾における洋上風力発電事業などを進めています。

LNG火力発電については、昨年2月に、北海道初の大型LNGコンバインドサイクル発電所である石狩湾新港発電所1号機の営業運転を開始しています。2号機と3号機の導入時期についても、既設火力発電所設備の状況や今後の電力需給の見通しなどを踏まえ、検討していきます。

また、国が策定したエネルギー基本計画においては、原子力発電を将来にわたる重要なベースロード電源と位置付けており、当社においても、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから、重要な基幹電源として不可欠です。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

2019年度のがわが国経済は、企業の積極的な設備投資などによる好循環のもと、景気は緩やかに拡大していました。北海道経済についても、ここ数年好調な観光や雇用動向の改善もあり、全国と同様の状況で推移しました。しかし、年度末に新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、景気は全国的に非常に厳しい状況となりました。

当社においては、電力の安定供給の確保に努めながら、営業活動の強化、「総合エネルギー企業」として多様なサービスの提供を通じた収入拡大、カイゼン活動等を通じた一層の生産性向上に取り組んできました。しかし、泊発電所の停止が長期化していることに加え、競争の激化などにより、厳しい経営環境が続いています。

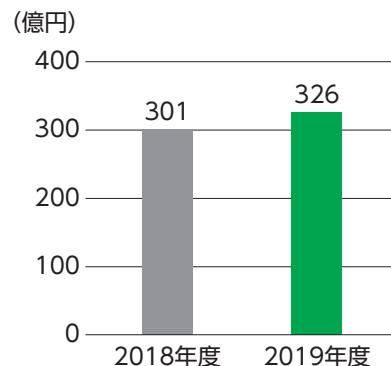
当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、前年度に比べ37億70百万円減の7,484億68百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、30億27百万円減の7,515億92百万円となりました。

一方、経常費用は、前年度に比べ54億86百万円減の7,189億51百万円となりました。

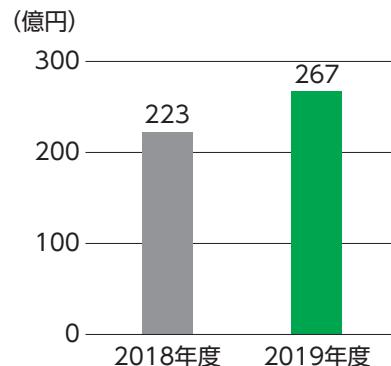
以上により、経常利益は、前年度に比べ24億58百万円増の326億40百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増加に加え、前年度は平成30年北海道胆振東部地震に伴う特別損失の計上もあったことなどから、前年度に比べ43億63百万円増の267億20百万円となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりとなりました。

### ■経常利益



### ■親会社株主に帰属する当期純利益



## (1) 電気事業

当年度の販売電力量は、お客さまニーズを捉えた営業活動により当社へ契約を切り替えていただくお客さまが増加していることに加え、高圧供給の一部契約における検針日及び計上月変更の影響などにより、前年度に比べ4.1%増の237億1百万キロワット時となりました。

当年度の収支につきましては、営業収益（売上高）は、高圧検針日変更などによる小売販売電力量の増加はありましたが、他社販売電力量の減少などにより、前年度に比べ69億72百万円減の7,126億70百万円となりました。

営業利益は、高圧検針日変更による影響や償却方法の変更などによる減価償却費の減少などはありませんでしたが、水力発電量の減少による燃料費の増加や、安定供給に万全を期すための設備経年化への対応などによる修繕費の増加に加え、法的分離や収入拡大のための基盤整備費用の支出などもあり、前年度に比べ4億28百万円減の379億96百万円となりました。

## (2) その他の事業

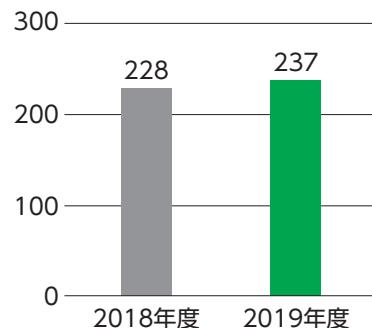
営業収益（売上高）は、建設業や電気通信事業の売上が増加したことなどにより、前年度に比べ32億1百万円増の357億98百万円となりました。営業利益は、売上の増加に伴い建設業や電気通信事業の利益が増加したことなどにより、前年度に比べ6億25百万円増の44億18百万円となりました。

当年度の普通株式の配当金につきましては、昨年11月に中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますが、当年度の業績や財務状況及び今後の経営環境などを総合的に勘案し、期末配当金につきましても、中間配当金と同じく1株につき5円とし、年間10円の配当を実施したいと存じます。

また、優先株式の配当につきましては、定款の定めに従い実施したいと存じます。

## ■販売電力量

(億kWh)



## 2. 対処すべき課題

本年4月に送配電部門を北海道電力ネットワーク株式会社として分社化し、大きな転換点を迎えるなか、今後の経営環境の変化に着実に対応していくため、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」を取りまとめました。

ほくでんグループは、「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）をこれまで以上に重視し、北海道の経済やお客さまの暮らしを支え、事業の持続的な成長と持続可能な社会の実現に努めます。

<「ほくでんグループ経営ビジョン2030」における主な経営目標>

| 項目       | 2030年度までに目指す経営目標                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 連結経常利益   | 第Ⅰフェーズ（泊発電所の再稼働前）：230億円以上/年<br>第Ⅱフェーズ（泊発電所の全基再稼働後）：450億円以上/年 |
| 連結自己資本比率 | 15%以上を達成し、さらなる向上を目指す                                         |

### 【2020年度の取り組み事項】

#### (1) 経営基盤の強化

##### ① 収入拡大に向けた取り組み

北海道内の電力小売においては、新電力との競争に加えエリア全体の電力需要が減少傾向にあるなど事業環境が厳しさを増すなか、お客さまに当社を選択いただけるよう引き続き積極的な営業活動を展開していきます。

ご家庭向けには、「エネとくポイントプラン」などの料金プランをおすすめするとともに、会員制Webサービス「ほくでんエネモール」や家族見守りサービス等の付加価値サービスのさらなる充実に取り組みます。多様化するお客さまの要望にスピード感を持って応えるため、昨年9月に設立した北海道電力コクリエーション株式会社とともにさまざまな事業者とのアライアンスに取り組みます。

また、本年3月から開始した首都圏におけるご家庭向けの電力販売にも取り組んでいきます。さらに、「スマート電化」をはじめとする高効率電化機器による省エネ・省CO<sub>2</sub>で快適な暮らしをお客さまに提案し、電力需要の拡大を図ります。

法人のお客さまには、お客さまのご使用状況に応じた料金プランの提案のほか、法人向けの電化提案、省エネ診断サービス等のソリューション営業を強化し、当社を選択いただけるよう取り組みをさらに進めます。



お客さまに最適な料金プランをご提案



ガス供給事業については、タンクローリーによるLNG供給に加え、都市ガス事業への早期参入に向けた検討を進め、2030年度までに10万t以上/年の供給を目指します。また、エスコンフィールドHOKKAIDOなどにおいて、エネルギーの調達から運転・保守、最適エネルギー管理までを一括して提供するESP（エネルギー・サービス・プロバイダー）事業を展開するなど、「総合エネルギー企業」として多様なニーズに応え、「エネルギーのことならほくでん」とのお客さまの信頼を獲得していきます。新たに道内外における再生可能エネルギー発電事業や、地域における課題解決にも取り組みます。



北海道日本ハムファイターズの新球場  
「エスコンフィールドHOKKAIDO」  
(2023年開業予定)

## ② 費用低減に向けた取り組み

北電グループ経営基盤強化推進委員会のもと、グループ一体となって資機材調達コストの低減や「カイゼン活動」の取り組みを拡大し、抜本的な効率化・コスト低減の取り組みをさらに加速させていくとともに、従業員の意識改革と一層の生産性向上を目指します。電源の競争力の確保に加え、CO<sub>2</sub>排出削減も見据えて、石狩湾新港発電所（LNG火力）2号機の建設や経年化の進んでいる火力発電所の廃止の検討などを進めます。また、IoTなど新技術の活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みの推進などにより、設備保守の高度化・効率化や設備関連費用の低減につなげます。

## (2) 泊発電所の早期再稼働と安全性向上

当社は、泊発電所を供給の安定性や収支・財務、環境面などに寄与する重要な基幹電源と考え、安全の確保を大前提に早期再稼働の実現に向けて新規制基準適合性審査への対応を進めています。目下の最優先課題である敷地内断層の活動性評価については、昨年11月に泊発電所において行われた原子力規制委員会による現地調査及びそれ以降にいただいたコメントに対し、できるだけ早く審査会合等で説明していきます。また、残る課題についても、原子力規制委員会の理解を得られるよう総力をあげて取り組んでいきます。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力のリスクを一層低減させるため、「泊発電所安全性向上計画」を策定しています。新規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性」を目指し、不断の努力を重ねるとともに、北海道のみなさまに泊発電所の安全性をご理解いただけるよう努めていきます。



原子力防災訓練の様子（本店）

## (3) 電力の安定供給確保に向けた取り組み

当社においては、S+3E（安全性の確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性、環境適合）の観点から、バランスの取れた電源構成の構築に取り組んでいきます。本年4月に送配電部門が分社化した「北海道電力ネットワーク株式会社」は、今後も中立性、公平性を保ちながら北海道における電力の安定供給を担っていきます。それぞれの役割をしっかりと果たし、お客さまのもとへ低廉で良質な電気を、安全かつ安定的に供給していきます。

また、平成30年北海道胆振東部地震後の北海道全域停電の教訓を忘れることなく、安定供給の確保とレジリエンス（災害等に対する回復力・復元力）の向上に向けた対策を着実に実施していきます。

#### (4) ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み

低炭素社会の実現に向けて、2030年度までにグループ発電部門からのCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で半減以上とすることを目指し、泊発電所の早期再稼働や再生可能エネルギー発電の拡大、LNG火力発電所の活用などを進めます。再生可能エネルギーに関しては、2030年度までに30万kW以上の増加を目指し、メキシコや釧路・岩見沢における太陽光発電事業への参画を決定しました。地域の林産資源を活用したバイオマス発電事業にも参画しており、昨年5月に下川町で発電所の運転を開始したほか、当別町においては当社が出資している北海道バイオマス株式会社が、新たな発電設備の建設を開始しました。また、株式会社グリーンパワーインベストメントとの連携協定に基づく石狩湾における洋上風力発電事業などを進めています。



石狩湾における洋上風力発電  
(CGイメージ)

経営環境が大きく変化するなかで、当社が変わらぬ使命を果たしていくための一番の原動力は人であると考え、「カイゼン活動」による業務効率化や、適正な労働時間管理、休暇取得推進を通じた「働き方改革」を進め、健康の保持・増進や従業員の働きがいの向上を図ります。また、人材の多様化や女性活躍推進などを通じて、従業員の能力を最大限に発揮できる職場づくりを進めます。

また、「ほくでんグループの成長は北海道の発展とともにある」との認識に立ち、地域の課題の克服や経済の活性化に向けた「共創」の取り組みを進めていきます。北海道エアポートグループの事業へ参画するほか、地方自治体、他企業、大学などとの連携によるオープンイノベーションを積極的に推進し、新技術・知見を活用した新たなビジネスにつなげていきます。

コンプライアンスのさらなる徹底を図るため、不断の取り組みを進め、信頼の醸成にも努めます。「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に則り、ステークホルダーのみなさまに適時・適切な情報開示を行うとともに、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を支えるコーポレートガバナンスのさらなる充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するなか、「電力」という重要な社会基盤を預る事業者として、道民のみなさまに安心して電気をお使いいただくため、感染防止に取り組むとともに体制を整備し、グループ丸となって事業継続に万全を期していきます。

当社は以上の取り組みを進め、今後も持続的な企業価値の向上を図っていきます。株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資の状況

#### (1) 設備投資総額

| 区 分         | 金額(百万円) |
|-------------|---------|
| 電 気 事 業     | 109,665 |
| そ の 他 の 事 業 | 6,941   |
| 合 計         | 116,606 |

#### (2) 運転を開始した主な設備

##### 変電設備

| 名 称                | 電圧( kV ) | 出力( kVA ) |
|--------------------|----------|-----------|
| 南 早 来 変 電 所 (増 設)  | 187      | 200,000   |
| 宇 円 別 変 電 所 (容量変更) | 187      | 100,000   |

(注) 宇円別変電所の容量変更は、出力75,000kVAの変圧器を撤去し、100,000kVAの変圧器を設置するものです。

#### (3) 建設中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                            | 出力( kW ) |
|--------------------------------|----------|
| (水 力)<br>京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設) | 200,000  |

#### (4) 建設準備中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                          | 出力( kW )  |
|------------------------------|-----------|
| (LNG)<br>石狩湾新港発電所2,3号機 (新 設) | 569,400×2 |

#### 4. 資金調達の状況

- (1) 社 債  
     発行額                   500億円  
     償還額                   800億円
- (2) 借入金  
     借入額               2,908億24百万円  
     返済額               2,645億67百万円
- (3) コマーシャル・ペーパー  
     発行額                   2,000億円  
     償還額                   1,800億円

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度                 | 2016年度    | 2017年度    | 2018年度    | 2019年度<br>(当年度) |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 営 業 収 益<br>(売上高) (百万円)    | 702,776   | 733,050   | 752,238   | 748,468         |
| 経 常 利 益<br>(百万円)          | 12,603    | 19,421    | 30,181    | 32,640          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円)  | 8,793     | 16,549    | 22,357    | 26,720          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>(円) | 34.09     | 71.84     | 101.93    | 123.16          |
| 総 資 産 額<br>(百万円)          | 1,829,539 | 1,915,904 | 1,954,981 | 1,959,060       |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度に係る総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値としています。

## 6. 重要な子会社等の状況

| 会社名                           | 資本金<br>(百万円) | 議決権の<br>所有割合 (%) | 主要な事業内容                     |
|-------------------------------|--------------|------------------|-----------------------------|
| 【連結子会社】<br>北海道電力送配電事業分割準備株式会社 | 10           | 100.00           | 一般送配電事業の分社化に向けた準備           |
| 北海電気工事株式会社                    | 1,730        | 55.81            | 電気・電気通信工事                   |
| 北電興業株式会社                      | 95           | 100.00           | 建物の総合管理, 土木・建築工事            |
| 北海道パワーエンジニアリング株式会社            | 1,660        | 100.00           | 電力の販売, 発電所の定期点検・保守・補修工事     |
| 苫東コールセンター株式会社                 | 5,000        | 59.30            | 海外炭の受入れ・保管・払出し              |
| ほくでんエコエナジー株式会社                | 1,860        | 100.00           | 電力の販売                       |
| ほくでんサービス株式会社                  | 50           | 100.00           | 電力量計の検針, 料金請求, 省エネの提案       |
| 北海道総合通信網株式会社                  | 5,900        | 100.00           | 通信回線専用線サービス, インターネットサービスの提供 |
| ほくでん情報テクノロジー株式会社              | 200          | 100.00           | 情報処理システムの企画・設計, ソフトウェア開発    |
| 北海道電力コクリエーション株式会社             | 50           | 100.00           | 小売電気事業                      |
| 【持分法適用関連会社】<br>石狩LNG棧橋株式会社    | 240          | 50.00            | LNG燃料の受入設備の賃貸               |

(注)1. 当社は、2019年4月1日、北海道電力送配電事業分割準備株式会社を新たに設立しました。また、同社は2020年4月1日、当社の一般送配電事業等を会社分割により承継し、同日付けで北海道電力ネットワーク株式会社に商号変更しました。同日現在の同社の状況は次のとおりです。

| 会社名             | 資本金<br>(百万円) | 議決権の<br>所有割合 (%) | 主要な事業内容 |
|-----------------|--------------|------------------|---------|
| 北海道電力ネットワーク株式会社 | 10,000       | 100.00           | 一般送配電事業 |

- 北海電気工事株式会社は、2019年4月1日、北海電気工事株式会社を存続会社として北海道計器工業株式会社と合併しました。また、ほくでんサービス株式会社の配電部門を会社分割により承継しました。
- 当社は、2019年9月2日、北海道電力コクリエーション株式会社を新たに設立しました。

## 7. 主要な事業内容

電気事業

## 8. 主要な事業所

### (1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支店 旭川支店, 北見支店, 札幌支店, 岩見沢支店, 小樽支店, 釧路支店, 帯広支店, 苫小牧支店, 室蘭支店, 函館支店  
(注) 上記支店は、2020年4月1日、北海道電力ネットワーク株式会社の支店となりました。
- c. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- d. 発電所  
水力発電所 (出力50,000kW以上)  
雨電発電所 (名寄市), 豊平峡発電所 (札幌市), 滝里発電所 (芦別市), 新冠発電所, 高見発電所 (新ひだか町), 京極発電所  
火力発電所 (出力200,000kW以上)  
砂川発電所, 奈井江発電所, 苫小牧発電所, 伊達発電所, 苫東厚真発電所 (厚真町), 知内発電所, 石狩湾新港発電所 (小樽市)  
原子力発電所  
泊発電所

### (2) 重要な子会社等の主要な事業所

#### 【連結子会社】

- a. 北海道電力送配電事業分割準備株式会社 本店 (札幌市)  
(注) 2020年4月1日、北海道電力ネットワーク株式会社へ商号変更しました。
- b. 北海電気工事株式会社 本店 (札幌市)
- c. 北電興業株式会社 本店 (札幌市)
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店 (札幌市)  
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店 (苫小牧市)
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店 (札幌市)
- g. ほくでんサービス株式会社 本店 (札幌市)
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店 (札幌市)
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店 (札幌市)
- j. 北海道電力コクリエーション株式会社 本店 (札幌市)

#### 【持分法適用関連会社】

- a. 石狩LNG栈橋株式会社 本店 (札幌市)

## 9. 従業員の状況

| 従業員数    | 前年度末比増減 |
|---------|---------|
| 10,736名 | -201名   |

(注) 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しています。

## 10. 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高(百万円) |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 158,351    |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 116,377    |
| 日本生命保険相互会社   | 59,123     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 53,939     |
| 株式会社北洋銀行     | 46,331     |

## II 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| <b>1. 発行可能株式総数</b> | 4億9,500万株      |
| (発行可能種類株式総数)       |                |
| (1) 普通株式           | 4億9,500万株      |
| (2) B種優先株式         | 470株           |
| <b>2. 発行済株式総数</b>  | 2億1,529万2,382株 |
| (内訳)               |                |
| (1) 普通株式           | 2億1,529万1,912株 |
| (2) B種優先株式         | 470株           |
| <b>3. 株 主 数</b>    |                |
| (1) 普通株式           | 77,681名        |
| (2) B種優先株式         | 2名             |

#### 4. 大 株 主

##### (1) 普通株式

| 株 主 名                       | 持 株 数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|-----------------------------|---------------|-------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)    | 14,940        | 7.27        |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行             | 10,215        | 4.97        |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社         | 7,231         | 3.52        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)  | 5,791         | 2.82        |
| 北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会       | 4,627         | 2.25        |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行           | 4,226         | 2.06        |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行           | 4,131         | 2.01        |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社     | 4,048         | 1.97        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9) | 3,922         | 1.91        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 3,808         | 1.85        |

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式9,789,504株を控除して計算しています。

##### (2) B種優先株式

| 株 主 名                   | 持 株 数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 400          | 85.11       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 70           | 14.89       |

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位                | 担当                                     | 重要な兼職の状況                             |
|-------|-------------------|----------------------------------------|--------------------------------------|
| 真弓明彦  | 取締役会長             |                                        | 北海道経済連合会会長                           |
| 藤井裕   | 取締役社長<br>社長執行役員   |                                        |                                      |
| 阪井一郎  | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 原子力事業統括部長，火力部・石狩湾新港火力発電所建設所担当          |                                      |
| 氏家和彦  | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 内部監査室・環境室・人事労務部・総務部担当                  |                                      |
| 魚住元   | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力事業統括部長補佐，水力部・土木部・新得水力発電所建設所・情報通信部担当 |                                      |
| 藪下裕己  | 取締役<br>常務執行役員     | 送配電カンパニー社長，秘書室・経理部・資材部担当               |                                      |
| 瀬尾英生  | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力監査室担当，地域産業経済担当，コンプライアンス担当           |                                      |
| 舟根俊一  | 取締役<br>常務執行役員     | 原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長                   |                                      |
| 松原宏樹  | 取締役<br>常務執行役員     | 販売推進部・首都圏販売部・広報部担当                     |                                      |
| 上野昌裕  | 取締役<br>常務執行役員     | 経営企画室・総合エネルギー事業部・総合研究所担当               |                                      |
| 市川茂樹  | 取締役               |                                        | 弁護士                                  |
| 鵜飼光子  | 取締役               |                                        |                                      |
| 古郡宏章  | 常任監査役<br>(常勤)     |                                        |                                      |
| 秋田耕児  | 常任監査役<br>(常勤)     |                                        |                                      |
| 長谷川淳子 | 監査役               |                                        | 弁護士                                  |
| 成田教子  | 監査役               |                                        | 株式会社北洋銀行常勤監査役，株式会社ツルハホールディングス取締役（社外） |
| 藤井文世  | 監査役               |                                        |                                      |

- (注) 1. 取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は代表取締役です。  
 2. 取締役のうち市川茂樹、鷗飼光子は社外取締役です。  
 3. 監査役のうち長谷川 淳、成田教子、藤井文世は社外監査役です。  
 4. 取締役 市川茂樹、鷗飼光子及び監査役 長谷川 淳、成田教子、藤井文世につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。  
 5. 2019年6月26日、松原宏樹、上野昌裕は取締役 常務執行役員に、新たに就任しました。  
 6. 2019年6月26日、佐藤佳孝、森 昌弘、高橋多華夫は取締役を任期満了により退任しました。  
 7. 2020年3月31日、藪下裕己は取締役 常務執行役員を退任し、2020年4月1日、北海道電力ネットワーク株式会社の取締役社長 社長執行役員に就任しました。  
 8. 2020年4月1日、取締役の担当を次のとおり変更しています。

| 氏 名                | 担 当                                                               |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 氏 家 和 彦<br>瀬 尾 英 生 | 内部監査室・環境室・人事労務部・総務部・経理部・資材部担当<br>原子力監査室・秘書室担当、地域産業経済担当、コンプライアンス担当 |

9. 監査役 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 10. 監査役 藤井文世は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 11. 監査役 藤井文世の兼職先と当社の関係は次のとおりです。  
 ・当社は、株式会社北洋銀行の株式の5.96%を保有しています。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.4%程度となっています。  
 ・株式会社ツルハホールディングスと当社の間には、記載すべき関係はありません。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額  |              |             |              |
|-------------------|-----------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|                   |                 | 報酬          |              | 賞与金         |              |
|                   |                 | 支給員数<br>(名) | 支給額<br>(百万円) | 支給員数<br>(名) | 支給額<br>(百万円) |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 302             | 13          | 302          | —           | —            |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 53              | 2           | 53           | —           | —            |
| 社外取締役             | 16              | 2           | 16           | —           | —            |
| 社外監査役             | 23              | 3           | 23           | —           | —            |

(注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。

2. 当年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないこととしました。

3. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 月額50百万円以内

監査役 月額11百万円以内

4. 取締役及び監査役の報酬等を決定するにあたっての方針

(1) 取締役

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬(固定)及び賞与により構成しています。

基本報酬については、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。

賞与については、各事業年度の業績を勘案し、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する取締役会において支給額を決定します。

社外取締役の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。

(2) 監査役

監査役の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。

5. 2007年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。

### 4. 社外役員の主な活動状況

- ・ 取締役 市川茂樹は、当年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・ 取締役 鶴飼光子は、当年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- ・ 監査役 長谷川 淳は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っています。
- ・ 監査役 成田教子は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
- ・ 監査役 藤井文世は、当年度開催の取締役会14回のうち13回に、また、監査役会10回のうち9回に出席し、主に会社役員の経験から発言を行っています。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区分    | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査業務に基づく報酬<br>(百万円) |
|-------|-----------------------|----------------------|
| 当社    | 57                    | 9                    |
| 連結子会社 | 42                    | —                    |
| 計     | 100                   | 9                    |

(注) 1. 当社及び一部の連結子会社では、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、これらの合計額を監査報酬としているものがあります。

このため、監査証明業務に基づく報酬の額には、当該合計額等を記載しています。

2. 上記の報酬の額以外に、前連結会計年度に係る連結子会社の監査証明業務に基づく追加報酬が1百万円あります。

3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言業務などを委託しています。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でない判断される場合その他必要がある場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

---

招集ご通知

---

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・  
計算書類

---

監査報告書

---

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

2020年3月31日現在

| 資 産 の 部           |                  | 負債及び純資産の部               |                  |
|-------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目               | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
|                   | 百万円              |                         | 百万円              |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>1,768,926</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,316,678</b> |
| 電気事業固定資産          | 1,214,542        | 社 債                     | 610,000          |
| 水 力 発 電 設 備       | 210,579          | 長 期 借 入 金               | 554,234          |
| 汽 力 発 電 設 備       | 196,753          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 37,765           |
| 原 子 力 発 電 設 備     | 177,962          | 資 産 除 去 債 務             | 100,957          |
| 送 電 設 備           | 185,122          | そ の 他                   | 13,720           |
| 変 電 設 備           | 105,017          |                         |                  |
| 配 電 設 備           | 286,017          | <b>流 動 負 債</b>          | <b>393,210</b>   |
| 業 務 設 備           | 46,139           | 1年以内に期限到来の固定負債          | 167,938          |
| その他の電気事業固定資産      | 6,949            | 短 期 借 入 金               | 45,000           |
| その他の固定資産          | 54,914           | コマーシャル・ペーパー             | 40,000           |
| 固定資産仮勘定           | 169,986          | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 42,682           |
| 建 設 仮 勘 定         | 159,373          | 未 払 税 金                 | 12,754           |
| 除 却 仮 勘 定         | 138              | そ の 他                   | 84,834           |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定   | 10,473           |                         |                  |
| 核 燃 料             | 217,283          | <b>引 当 金</b>            | <b>1,790</b>     |
| 加 工 中 等 核 燃 料     | 217,283          | 渴 水 準 備 引 当 金           | 1,790            |
| 投資その他の資産          | 112,200          | <b>負 債 合 計</b>          | <b>1,711,679</b> |
| 長 期 投 資           | 46,020           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>241,409</b>   |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 13,098           | 資 本 本 金                 | 114,291          |
| 繰 延 税 金 資 産       | 41,828           | 資 本 剰 余 金               | 47,786           |
| そ の 他             | 11,318           | 利 益 剰 余 金               | 97,537           |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 66             | 自 己 株 式                 | △ 18,206         |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>190,133</b>   | <b>その他の包括利益累計額</b>      | <b>△ 6,490</b>   |
| 現 金 及 び 預 金       | 57,490           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 669            |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 88,918           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | 7                |
| た な 卸 資 産         | 36,232           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △ 5,827          |
| そ の 他             | 7,896            | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>    | <b>12,461</b>    |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 404            | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>247,381</b>   |
| <b>合 計</b>        | <b>1,959,060</b> | <b>合 計</b>              | <b>1,959,060</b> |

## 連結損益計算書

2019年4月1日から  
2020年3月31日まで

| 費用の部               |                | 収益の部          |                |
|--------------------|----------------|---------------|----------------|
| 科目                 | 金額             | 科目            | 金額             |
|                    | 百万円            |               | 百万円            |
| <b>営業費用</b>        | <b>706,053</b> | <b>営業収益</b>   | <b>748,468</b> |
| 電気事業営業費用           | 674,673        | 電気事業営業収益      | 712,670        |
| その他事業営業費用          | 31,379         | その他事業営業収益     | 35,798         |
| 営業利益               | (42,415)       |               |                |
| <b>営業外費用</b>       | <b>12,898</b>  | <b>営業外収益</b>  | <b>3,123</b>   |
| 支払利息               | 11,194         | 受取配当金         | 707            |
| その他                | 1,703          | 受取利息          | 42             |
|                    |                | 持分法による投資利益    | 111            |
|                    |                | 貸倒引当金戻入額      | 330            |
|                    |                | その他           | 1,931          |
| <b>経常費用合計</b>      | <b>718,951</b> | <b>経常収益合計</b> | <b>751,592</b> |
| <b>経常利益</b>        | <b>32,640</b>  |               |                |
| 渴水準備金引当又は取崩し       | △ 796          |               |                |
| 渴水準備引当金取崩し(貸方)     | △ 796          |               |                |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>33,437</b>  |               |                |
| 法人税、住民税及び事業税       | 6,443          |               |                |
| 法人税等調整額            | △ 126          |               |                |
| <b>法人税等合計</b>      | <b>6,316</b>   |               |                |
| <b>当期純利益</b>       | <b>27,120</b>  |               |                |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    | 399            |               |                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 26,720         |               |                |

# 計算書類

## 貸借対照表

2020年3月31日現在

| 資産の部            |                  | 負債及び純資産の部      |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金額<br>百万円        | 科 目            | 金額<br>百万円        |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,726,693</b> | <b>固定負債</b>    | <b>1,295,098</b> |
| 電気事業固定資産        | 1,212,279        | 社 債            | 610,000          |
| 水力発電設備          | 202,778          | 長期借入金          | 546,254          |
| 汽力発電設備          | 196,213          | リース負債          | 15               |
| 原子力発電設備         | 178,438          | 関係会社長期債務       | 825              |
| 内燃力発電設備         | 1,845            | 退職給付引当金        | 27,154           |
| 新エネルギー等発電設備     | 1,669            | 資産除去負債         | 100,957          |
| 送電設備            | 186,832          | 雑固定負債          | 9,891            |
| 変電設備            | 105,393          | <b>流動負債</b>    | <b>392,233</b>   |
| 配電設備            | 290,403          | 1年以内に期限到来の固定負債 | 166,516          |
| 業務設備            | 45,966           | 短期借入金          | 45,000           |
| 休止設備            | 2,397            | コーポラル・ペーパー     | 40,000           |
| 貸付設備            | 338              | 買掛金            | 31,400           |
| 附帯事業固定資産        | 241              | 未払金            | 15,977           |
| 事業外固定資産         | 2,743            | 未払費用           | 35,661           |
| 固定資産仮定          | 168,447          | 未払税金           | 9,540            |
| 建設仮勘定           | 157,836          | 未払り            | 1,227            |
| 除却仮勘定           | 137              | 関係会社短期債務       | 32,912           |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 10,473           | 諸前受金           | 13,933           |
| <b>核燃料</b>      | <b>217,283</b>   | 雑流動負債          | 64               |
| 加工中等核燃料         | 217,283          | <b>引当金</b>     | <b>1,790</b>     |
| 投資その他の資産        | 125,698          | 湯水準備引当金        | 1,790            |
| 長期投資            | 43,834           | <b>負債合計</b>    | <b>1,689,122</b> |
| 関係会社長期投資        | 32,054           | <b>株主資本</b>    | <b>202,808</b>   |
| 長期前払費用          | 1,800            | 資本             | 114,291          |
| 前払年金費用          | 15,448           | 本剰余金           | 46,151           |
| 繰延税金資産          | 32,672           | その他資本剰余金       | 46,151           |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 112            | 利益剰余金          | 60,571           |
| <b>流動資産</b>     | <b>164,131</b>   | 利益準備金          | 1,550            |
| 現金及び預金          | 44,551           | その他利益剰余金       | 59,020           |
| 売掛金             | 78,373           | 特定災害防止準備金      | 128              |
| 未収入金            | 2,318            | 繰越利益剰余金        | 58,891           |
| 貯蔵品             | 31,965           | <b>自己株式</b>    | <b>△ 18,206</b>  |
| 前払費用            | 453              | 評価・換算差額等       | △ 1,105          |
| 関係会社短期債権        | 2,943            | その他有価証券評価差額金   | △ 1,112          |
| 雑流動資産           | 3,925            | 繰延ヘッジ損益        | 7                |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 399            | <b>純資産合計</b>   | <b>201,702</b>   |
| <b>合計</b>       | <b>1,890,825</b> | <b>合計</b>      | <b>1,890,825</b> |



# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

注記事項Ⅱ、会計方針の変更に関する注記（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤原 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤森 允浩 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 注記事項Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
2. 注記事項X. その他の注記（共通支配下の取引等）に記載されているとおり、会社は、2020年4月1日付で、会社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業を会社分割の方法によって「北海道電力ネットワーク株式会社（2020年4月1日付で北海道電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）」へ承継した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2020年5月21日

北海道電力株式会社 監査役会

|            |         |   |
|------------|---------|---|
| 常任監査役 (常勤) | 古 郡 宏 章 | Ⓔ |
| 常任監査役 (常勤) | 秋 田 耕 児 | Ⓔ |
| 監 査 役      | 長谷川 淳   | Ⓔ |
| 監 査 役      | 成 田 教 子 | Ⓔ |
| 監 査 役      | 藤 井 文 世 | Ⓔ |

(注) 監査役 長谷川淳、監査役 成田教子及び監査役 藤井文世は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上





## 株主総会会場ご案内

会場

札幌市中央区大通西8丁目1番地  
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

— 会場付近略図 —



- 1 地下鉄 大通駅（1番出口）より…………… 徒歩約5分  
西11丁目駅（3番出口）より…………… 徒歩約5分  
市電 西8丁目停留場より…………… 徒歩約2分
- 2 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

UD  
FONT

◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます場合がありますので、予めご了承ください。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。詳細については、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合についても下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

[https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock\\_info/stock\\_info-04.html](https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html)

◎書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただけます。